

「神奈川県保健医療計画」（基準病床数）の一部改定について

1 これまでの経緯

第7次神奈川県保健医療計画の策定にあたり、各地域の地域医療構想調整会議などで議論を重ね、国との協議などを経て基準病床数を策定した。

基準病床数については計画期間の中間年である2020年に見直しを検討するほか、必要病床数と既存病床数の乖離が県内でも特に大きい（＝医療需要が増加することが見込まれる（横浜、川崎北部、横須賀・三浦）地域は、将来に与える影響が大きいことから、地域の意向も踏まえ、毎年度、最新の人口と病床利用率により再計算した結果を見た上で、地域の医療提供体制の現状等を踏まえて、基準病床数について協議することとした。

2 地域での協議

第2回保健医療計画推進会議（H30.9.19）で試算結果を公表。その後、各地域の地域医療構想調整会議や地域のワーキンググループ等で、試算結果をもとに意見交換等を実施。

その後、1月～2月に行われた各地域の地域医療構想調整会議で、平成31年度基準病床数の変更について、地域の意見の最終確認を行った。

3 平成31年度基準病床数について

	第7次計画 基準病床数（当初） （H30.4.1）①	第7次計画 基準病床数（試算） （H31.4.1）②	地域医療構想 調整会議の意見	① - ②
横浜	23,516	23,605	変更する	△89
川崎北部	3,662	3,768	変更する	△106
横須賀・三浦	5,307	5,442	変更しない	—

4 スケジュール

- 平成30年9月19日 第2回県保健医療計画推進会議で試算結果の公表
- 平成30年10月～平成31年2月 各地域で意見交換
- 平成31年3月7日 第3回県保健医療計画推進会議で改定（案）について協議
- 平成31年3月14日 第2回県医療審議会
保健医療計画（基準病床数部分）改定（案）について諮問・答申
- 平成31年3月31日 保健医療計画（基準病床数部分）の一部改定

第2節 基準病床数

基準病床数は、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的とするもので、病床を整備するための目標であるとともに、基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準です。

保健医療計画では、医療法第30条の4第2項に基づき、国の定める算定方法により、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床、結核病床はそれぞれ県全域を範囲として基準病床数を定めます。

1 療養病床及び一般病床

「療養病床」は、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院・治療させるための病床のことで、「一般病床」は、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床を除いた病床をいいます。

医療法等の規定に基づき算定した「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、次のとおりです。

<基本的な考え方>

- 地域医療構想で県は、今後の人口増加と急激な高齢化等により、平成37(2025)年に約1万1千床増加すると推計しましたが、この病床数は平成37(2025)年の医療需要の将来推計に基づく推計値であり、必ずしも将来における変動要素(交通網の発達、医療技術の進歩等)を全て勘案して算出したものではありません。
- しかし、今後高齢化に伴い県内の医療需要が増えることは推計から明らかとなっており、医療機関が病床利用率を上げるなど効率化に努めることが必要です。加えて、病床を新規整備するには相応の時間がかかることなどを考えると、医療需要が急激に増加すると見込まれる地域においては、一定程度の計画的な増床の検討が必要です。
- また、病床の整備にあたっては、人材の確保が必要であることに留意するとともに、医療技術の進歩や社会システムの進展を踏まえた平成37(2025)年以降の医療需要の変化を見通しつつ、取り組む必要があります。
- 計画策定後は、計画期間(平成30(2018)～平成35(2023)年)の中間年である平成32(2020)年に基準病床数の見直しを検討することとし、その間、増加する医療需要に対して各医療機関が病床利用率を上げる努力をした結果や、地域医療構想調整会議を通じた適切な役割分担の進捗状況を検証し、改めてその時点で医療需要の将来推計と比較して平成32(2020)年以降増床することの必要性について判断します。

※ 横浜、川崎北部及び横須賀・三浦二次保健医療圏は、必要病床数と既存病床数の乖離が県内でも特に大きい(=医療需要が増加することが見込まれる)地域であり、将来に与える影響が大きいことから、計画策定後、毎年度、最新の人口と病床利用率により再計算した結果を見た上で、地域の医療提供体制の現状等を踏まえて、基準病床数の見直しについて検討します。

<平成30年度の基準病床数の見直し結果>

二次保健医療圏名	基準病床数A (計画当初の基準病床数)	基準病床数A' (見直し結果・ H31.4.1から適用)
横浜	23,516	23,605
川崎北部	3,662	3,768

<計画策定時の基準病床数> () 内は平成30年度に見直しした基準病床数

二次保健 医療圏名	基準病床数A	既存病床数B (H29.3.31現在)	過不足病床数 B-A
横浜	23,516 (23,605)	22,869	△647
川崎北部	3,662 (3,768)	4,362	700
川崎南部	4,189	4,814	625
相模原	6,545	6,564	19
横須賀・三浦	5,307	5,357	50
湘南東部	4,064	4,319	255
湘南西部	4,635	4,901	266
県央	5,361	5,233	△128
県西	2,809	3,155	346
合計(9圏域)	60,088	61,574	1,486

2 精神病床

精神病床の基準病床数は、県全域で算定します。

医療法等の規定に基づき算定した精神病床の基準病床数は、次のとおりです。

区域	基準病床数	既存病床数 (H29.3.31現在)
県全域	11,317	13,976

3 感染症病床

感染症病床の基準病床は、医療法第30条の4並びに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条の規定に基づき、第一種感染症指定医療機関、及び第二種感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準として定めます。

医療法等の規定に基づき算定した感染症病床の基準病床数は、次のとおりです。

区域	基準病床数	既存病床数 (H29.3.31現在)
県全域	74	74

4 結核病床

結核病床の基準病床数は、精神病床と同様に県全域で算定します。

医療法等の規定に基づき算定した結核病床の基準病床数は、次のとおりです。

区域	基準病床数	既存病床数 (H29.3.31現在)
県全域	129	166

神奈川県保健医療計画 新旧対照表

変更 案				現 行			
第3章 保健医療圏と基準病床数				第3章 保健医療圏と基準病床数			
略				略			
第2節 基準病床数				第2節 基準病床数			
略				略			
<u><平成30年度の基準病床数の見直し結果></u>							
二次保健医療圏名		基準病床数A (計画当初の基準病床数)	基準病床数A' (見直し結果・ H31.4.1から適用)				
横浜		23,516	<u>23,605</u>				
川崎北部		3,662	<u>3,768</u>				
<u><計画策定時の基準病床数> () 内は平成30年度に見直しした基準病床数</u>							
二次保健医療圏名	基準病床数A	既存病床数B (H29.3.31現在)	過不足病床数 B-A	二次保健医療圏名	基準病床数A	既存病床数B (H29.3.31現在)	過不足病床数 B-A
横浜	23,516 (<u>23,605</u>)	22,869	△647	横浜	23,516	22,869	△647
川崎北部	3,662 (<u>3,768</u>)	4,362	700	川崎北部	3,662	4,362	700
川崎南部	4,189	4,814	625	川崎南部	4,189	4,814	625
相模原	6,545	6,564	19	相模原	6,545	6,564	19
横須賀・三浦	5,307	5,357	50	横須賀・三浦	5,307	5,357	50
湘南東部	4,064	4,319	255	湘南東部	4,064	4,319	255
湘南西部	4,635	4,901	266	湘南西部	4,635	4,901	266
県央	5,361	5,233	△128	県央	5,361	5,233	△128
県西	2,809	3,155	346	県西	2,809	3,155	346
合計(9圏域)	60,088	61,574	1,486	合計(9圏域)	60,088	61,574	1,486